



あたごふれあい人権文化センターだより 2026年7月1日発行

発行：あたごふれあい人権文化センター
住所：〒682-0846
鳥取県倉吉市鴨河内 1818-2
電話：0858-28-5440 (FAX 兼)
E-Mail：atago@ncn-k.net

あたごふれあい人権文化センターだより「心ゆたかに」
に関するご意見・ご要望をお寄せください。

「ふれあいシネマデー」を開催します！

あたごふれあい人権文化センターでは、身近なことから人権について気づき、考えることができる機会として、さまざまな人権問題をとりあげた映画（ショートムービー）を大画面で鑑賞する「ふれあいシネマデー」（令和8年度 3回開催予定）をスタートさせます。

事前申し込みは不要です。お気軽にご参加ください。お待ちしております！

日時：令和8年7月4日（土） 10:00～12:00
場所：あたごふれあい人権文化センター



視聴するショートムービー（今回のテーマ：LGBTQ、性的マイノリティ）

☆ カランコエの花：当事者を「取り巻く人々」の心の動揺とリアルな反応にスポットを当てた短編映画です。（39分）

☆ “いいふうふ”になりたい～井上ひとみ 瓜本淳子～：差別や偏見を超えて、誰もが生きやすい社会とは何かに気づけるドキュメンタリーです。（27分）

7月のあたごふれあいサロン

日時：7月24日（金） 13:30～
内容：ゆるっとスポーツ！ ～座ったままでも楽しめる、軽スポーツの時間～
参加費：100円（お茶代）

座ったままでも無理なく楽しめる軽スポーツ。難しいルールや体力は必要ありません。おしゃべりを楽しみながら、ゆるっと体を動かして心も体もリフレッシュしてみませんか？

初めての方の参加も大歓迎です。ぜひお気軽にお越しください！

※ 参加ご希望の方は、7月17日（金）までに、あたごふれあい人権文化センターへお電話ください。



講演会のお知らせ（倉吉市人権のために学ぶ同和教育講座）

第2回
人権絵本ができたわけ～S地区
差別投書事件から25年～



日時：7月11日（土） 13:30～15:00
場所：倉吉交流プラザ 視聴覚ホール
講師：下吉 素子さん（倉吉市人権絵本作成委員会）

第3回
自分らしく生きる～ハンメと運動会
外国にルーツのある人の人権～



日時：7月26日（日） 13:30～15:00
場所：倉吉交流プラザ 視聴覚ホール
講師：李 隆司さん（上灘小学校教頭）

差別落書きは重大な人権侵害です！

※差別発言に遭遇した場合や差別落書きを発見した場合、また悩みごと、生活で困っていることなど、人権政策課または最寄りの人権文化センターへご相談ください。

人権政策課 TEL 0858-22-8130
あたごふれあい人権文化センター TEL 0858-28-5440



誰もが自分らしく生きられる社会へ 7月10日～8月9日は「部落解放月間」です

鳥取県では、すべての人の人権が尊重される豊かな社会を目指し、毎年7月10日から8月9日までを「部落解放月間」と定めています。

この月間は、昭和44(1969)年の「同和対策事業特別措置法」施行を記念して制定されました。平成28(2016)年には「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、今なお差別が存在し、情報化の進展により状況が変化していることが明記されました。差別は決して許されないものであるという認識のもと、一人ひとりがこの問題を自らの課題として捉えることが求められています。

姿を変えて残る差別の現実

現代の部落差別は、かつてのようなあからさまな形だけでなく、より見えにくい形でも現れています。

- **身元調査と戸籍・住民票の不正取得**：相手に気づかれないよう出生や経歴を調べる行為は、重大な人権侵害です。鳥取県では、こうした行為を防止するため、「身元調査お断り運動」を推進するとともに、第三者への戸籍・住民票交付を本人に知らせる「本人通知制度」を全市町村で導入しています。
- **インターネット上の人権侵害**：近年、SNSや掲示板で特定の地域が同和地区であると指摘する「識別情報の摘示」や、偏見を助長する書き込みが深刻な問題となっています。鳥取県では「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」を改正し、投稿等の削除命令、命令に従わない場合の罰則等の規定を新たに設けました。



鳥取県内での主な取り組み：地域と歩む啓発

期間中には県内各市町村で講演会や研修会なども開催され、部落差別の現状や課題について正しく学べる環境を整えます。詳しくは「鳥取県：部落解放月間」のページをご確認ください。



鳥取県人権意識調査より

令和7年度に鳥取県が行った「鳥取県人権意識調査」では、同和問題の現実や「身元調査」の問題性などが正しく理解されていないこと、また「身元調査」の問題についての認識は不十分であり、結婚差別及び土地差別の問題と身元調査との関係を正しく理解しているとは言えないことがわかりました。

差別をなくすためには：私たち一人ひとりの行動が不可欠

- **正しい情報の見極め**：インターネット上の根拠のない情報を安易に信じず、法務省や県などの公的機関が発信する信頼できる情報を確認しましょう。
- **人権侵害をしないための知識**：正しく適切な判断ができる知識を持つことが大切です。正しい知識は、誤った情報に惑わされず人権の侵害を防ぐことができます。
- **人権感覚を身に付けましょう**：人権感覚とは、「自分も他人も大切にされるべきだ」と感じ、気持ちや権利に配慮して行動できる感覚のことです。日常のあらゆる場面で、人権が大切にされているか考えることや間違っていることに対しては自分の考えも伝えてみるなどの行動で高めることができます。



出典：政府広報オンライン
「インターネット上の偽情報や誤情報にご注意！」

部落差別を解消し、誰もが大切にされる社会を共に築いていきましょう。

(参考：鳥取県 部落解放月間のページ他)